

委 託 契 約 書

1. 委託事業の名称 隠岐病院院内物流管理業務委託事業
2. 業務の場所 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 355 番地
隠岐広域連合立隠岐病院内
3. 履行期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
4. 業務委託料 金_____円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金_____円)

上記の委託契約について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年4月1日

委託者 島根県隠岐郡隠岐の島町都万 2016
隠岐広域連合
広域連合長 池田 高世偉

受託者

岐阜県立病院連合（以下「委託者」という。）と
（以下「受託者」という。）は委託者における岐阜県立病院連合内物流管理業務委託事業（以下「本件業務」という。）について次のとおり契約を締結する。

第 1 条（委託の内容）

- 1) 委託者は本件業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。
- 2) 委託者及び受託者は、相互協力して本契約を履行する。

第 2 条（委託料及び支払方法）

- 1) 委託者は、本件業務に対する委託料として年度総額金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円を分割して受託者に支払うものとする。）
- 2) 受託者は、毎月末に締切、毎月 10 日までに委託者に請求するものとし、委託者は受託者の請求を受理した月の末日までに委託料を受託者に支払うものとする。

第 3 条（業務の実施）

- 1) 受託者は本件業務に関する広範な知識と経験に基づき、委託者の施設内において本件業務を実施する。
- 2) 業務の実施は、業務委託契約締結後、業務仕様書に基づき実施するものとする。
- 3) 前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、委託者と受託者協議のうえ決定するものとする。

第 4 条（業務の報告）

- 1) 受託者が委託者に提供する本件業務の実施の状況について、定期的に受託者は委託者に対して報告を行う。
- 2) 委託者は前項の定期報告以外に、受託者に対して報告を求めることができる。
- 3) 委託者は本件業務が仕様書に適合しないと認めたときは、受託者に対して業務改善の指示を行い、受託者はこれを受けて速やかに改善を実行しなければならない。

第 5 条（仕様の変更）

- 1) 委託者が本件業務の仕様の変更を依頼したときは、委託者と受託者協議するものとする。
- 2) 受託者が仕様書に定めた機能を下回らない範囲で別のより合理的な仕様又は方式を発見したときは、委託者に仕様の変更その他の処置を申し出るものとする。
- 3) 前項による仕様を変更した場合、開始日、代金、支払方法について、変更の必要性を生じた場合は、委託者と受託者協議してこれを定めるものとする。

第 6 条（権利の譲渡等）

- 1) 受託者は、本契約にかかる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。但し、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。
- 2) 受託者は、本契約にかかる義務を第三者に再委託してはならない。但し、あらかじめ委託者の書面による承諾を受けた場合は、この限りではない。

第 7 条（主任者の設置）

- 1) 受託者は、本件業務が円滑に処理できるよう受託業務に適した者を、適正に従事させなければならない。
- 2) 受託者は、受託業務の指揮監督を行うため、自己の責任において主任者を履行場所に常駐さ

せ、その主任者は従事者を直接指揮監督し、委託者との連絡調整を行うものとする。

第 8 条（施設の利用）

- 1) 受託者は本件業務を行うために必要な、委託者の施設内の設備、電力等を無償にて利用できるものとする。
- 2) 受託者は前項における利用できるものとして、次の各号の一に該当するときは、公用車を利用できるものとする。
 - (1) 医療用消耗備品・消耗備品等、院外へ購入調達が必要な場合。
 - (2) 医薬品・医療材料等、緊急に院外（港・空港など）まで入荷調達が必要な場合。

第 9 条（資材等の準備）

受託者が本件業務を行うために必要な機械、器具及び資材、消耗品等は委託者が準備するものとする。

第 10 条（著作権）

本契約に基づき受託者が開発し、履行する本件業務に関するマニュアル、サプライ品類（これらの翻訳、改変、改造を含む）に関する著作権は、本件業務において新たに共同開発されるものを除き受託者に帰属するものとする。

第 11 条（機密の保持）

委託者受託者両者は、業務の履行にあたり知りえた相手方の機密に属する事項について本契約の有効期間のみならず、その後においてもこれを他に漏洩したり、他の目的に使用しないものとする。

第 12 条（個人情報保護）

- 1) 委託者受託者両者は、本件業務の履行にあたり知りえた個人情報は「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）」等を遵守し、情報の漏洩、改ざん、不正利用や許可なく開示し、又は不当な目的に使用してはならない。
- 2) 受託者及び受託者の従業者は業務の履行にあたり知りえた委託者の患者及び関係者の個人情報は、前 1 項と同様に適切に取り扱わなければならない。

第 13 条（契約の解約及び解約金）

- 1) 委託者及び受託者は、自己の都合により、本契約の解約又は期間の中途で本契約の一部を解約しようとするときは、解約日の 2 箇月前までにその旨を書面により相手方に予告することによって解約することができる。この場合において、解約を告知した者は、相手方に対し、次表に定める解約金を支払うものとする。

解約日から契約満了日までの期間	6 箇月以上の場合	6 箇月未満の場合
解 約 金 額	契約金額の 100 分の 5	契約金額の 100 分の 7

- 2) 前項の規定にかかわらず、委託者及び受託者は、予告期間が 2 箇月未満となる場合においても、その 2 箇月に満たない日数（2 箇月から有効予告期間日数を控除した日数）に委託料の 30 分の 1 相当額を乗じた金額及び前項の解約金を支払うことによって、この契約を解約することができる。

第 14 条（契約で定める解約）

- 1) 委託者は、受託者が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、予告期間を置かないでこの契約を解約することができる。

- (1) 本契約の目的を達し難い、受託者として不適当であると認める事実があったとき。
 - (2) 受託者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に本契約の全部又は一部を履行する見込みがないとき。
- 2) 委託者及び受託者は、その相手方が次の各号の一に該当するときは、前条の規定にかかわらず、予告期間を置かないで本契約を解約することができる。
- (1) 本契約に違反したとき。
 - (2) 差押え、競売、破産、民事再生、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき、又は清算に入ったとき。
 - (3) 租税、公課を滞納して督促又は仮差押えをうけたとき。
 - (4) 支払を停止したとき。
 - (5) 営業の廃止又は解散の決議をしたとき。
 - (6) 手形交換所の取引停止処分があつたとき。
 - (7) 経営が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
 - (8) 翌年度以降の委託者の算出予算において、受託者に支払うべき代金のための予算が減額又は削除されたとき。

第15条（損害賠償）

- 1) 前条第1項の規定に基づき契約が解約されたときは、受託者は自己の責任の範囲内で委託者が受けた損害を賠償しなければならない。
- 2) 委託者又は受託者は前条第2項の規定に基づきこの契約が解約されたときは、解約された者は、その相手方の受けた損害を賠償しなければならない。
- 3) 損害賠償の額は委託料の月額1箇月分を下回らないものとする。

第16条（免責事項）

天災地変その他委託者受託者双方の席に帰し得ない事由により、本契約の全部若しくは一部の履行が遅延し、あるいは不能となった場合は、双方とも免責されるものとし、委託者受託者協議の上善後策を講ずるものとする。

第17条（反社会勢力との取引排除）

- 1) 委託者及び受託者は、暴力団、暴力関係者、その他反社会的勢力において一切の関係を持たないことを誓約する。
 - (1) 委託者及び受託者は、前項の確認のため、相手方が行う調査に協力するものとする。
 - (2) 委託者及び受託者は、前項に違反しましたはその恐れがあることが判明した場合には、ただちに相手方へ通知するものとする。

第18条（裁判管轄）

委託者及び受託者は、紛争が生じたときは、松江地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。

第19条（その他）

本契約に関して疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については委託者受託者協議してこれを定めるものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

第 1 条（関係法令等の遵守）

受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法令、隠岐広域連合個人情報保護条例及び隠岐広域連合情報セキュリティポリシー等を遵守しなければならない。

第 2 条（委託先の責任者等）

受託者は、本契約において隠岐広域連合立隠岐病院院内物流管理業務委託を隠岐広域連合立隠岐病院内で履行するにあたり、責任者を（責任者氏名）と定め、当該業務を（担当者氏名）が担当する。

第 3 条（秘密の保持）

受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容（個人情報及びその他の情報をいう、以下同じ。）の一切を他に漏らしてはならない。また、本契約の終了後又は解除後も同様とする。

第 4 条（第三者への提供の禁止）

受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を第三者に提供してはならない。

第 5 条（指示目的以外の利用の禁止）

受託者は、本契約の履行に伴い知り得た業務内容の一切を委託者の指示する目的以外に使用してはならない。

第 6 条（事故発生時の報告義務）

受託者は、本契約に関する事故が生じたときは、速やかにその旨書面により提出しなければならない。

第 7 条（再委託の禁止）

受託者は、あらかじめ委託者に書面により申請し、承認された場合を除き、受託業務の処理を第三者に委託してはならない。また、委託者に承認された後変更が生じた場合は、速やかに再申請しなければならない。

第 8 条（複写又は複製の禁止）

受託者は、委託者の指示がある場合を除き、業務内容を複写又は複製してはならない。

第 9 条（情報の管理義務及び返還義務）

- 1) 受託者は、次項の体制等により、契約の履行にあたり使用する委託者の情報資産を善良な管理者の注意をもって管理し、漏えい・流出及び滅失・き損等の事故を防止しなければならない。
- 2) 受託者は、情報システムに係る情報資産を損傷し、又は滅失することのないよう、当該情報資産の安全な管理に努めるため、業務を実施するために使用する施設設備の保安体制を確保するものとする。
- 3) 受託者は、本契約の終了後又は解除後及び受託業務の履行中であっても、委託者の請求があつたときは、委託者の資料等を委託者の指示に従い直ちに返還しなければならない。
- 4) 受託者は、本契約の終了後又は解除後、委託者に返還又は納入する物もしくは特に保管を要する物を除き、受託業務の実施にあたり作成した情報の一切を抹消、焼却、切断、溶解その他の方法により復元不可能な状態にして消去もしくは廃棄するものとする。

第 10 条（立ち入り調査）

委託者は、本契約の適正な履行を確認するために必要があると認めるときは、委託者が自ら行うか指定する者に行わせるかにかかわらず、受託者及び受託者の再委託先に対して立入調査を実施することができる。

第 11 条（監査への協力）

受託者は、前項の調査のほか、委託者が受ける監査に協力を求められたときは、速やかに協力しなければならない。

第 12 条（作業証跡）

受託者は、本契約の履行にあたり作業証跡を記録し、委託者の請求があったときは、作業証跡を提出しなければならない。

第 13 条（保証）

受託者は、本契約の履行内容及び履行方法について、第三者の著作権、肖像権その他いかなる権利も侵害するものではなく合法的なものであることを保証する。

第 14 条（成果（物）に関する所有権、知的財産権の帰属）

本契約の成果（物）に関する帰属、取扱いについては次号のとおりとする。ただし、受託者が書面により申請し、委託者が承認したものについては、この限りではない。

- (1) 引き渡しを完了した成果物の所有権、知的財産権その他一切の権利は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (2) 委託者は、成果物（受託者が権利を留保したものを含む。）を委託者の名において自由に使用し、公表することができる。

第 15 条（対応マニュアルの作成）

受託者は、情報の漏えい・流出及び滅失・き損等の事故が発生した場合の対応マニュアル及び履行体制図を作成し、委託者に提出しなければならない。また、委託者に提出後変更が生じた場合は、速やかに再提出しなければならない。

第 16 条（情報の取扱いに関する教育の履行）

受託者は、本契約を履行するにあたり、情報を取り扱う従事者に対してセキュリティ教育を実施しなければならない。

第 17 条（情報セキュリティ対策実施状況の報告）

受託者は、委託者の請求があったときは、本契約に係る情報セキュリティ対策の実施状況について、書面により提出しなければならない。

第 18 条（守秘義務違反等の場合の措置）

委託者は、受託者に守秘義務その他契約に違反する行為があったときは、法令及び契約条項に定める措置（告発、損害賠償等）を行うことができる。

第 19 条（リモート保守に関する確認事項）

受託者はリモート保守を実施する場合、速やかに「リモート保守に関する確認書」を提出し、委託者に保守体制及び保守業者を報告しなければならない。